

平成 28 年 8 月 18 日

都道府県産業廃棄物協会 環境分野担当者 殿

環境省 総合環境政策局環境経済課
課長:奥山 祐矢
(公印省略)

平成 28 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(中小事業者による排出量
算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業)公募のご案内

拝啓 平素より環境行政の推進、また環境への取組にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

環境省では、中小事業者へ環境経営の専門家を派遣し、環境経営体制の構築支援を行う「中小事業者による排出量算定・排出量削減のための環境経営体制構築支援事業」(通称: Eco-CRIP (エコクリップ) 補助事業)について、当該補助金の公募を実施しておりますので、お知らせ申し上げます。

Eco-CRIP 補助事業では、環境経営の専門家が事業所へ直接赴き、事業特性や地域特性に応じたきめ細かい支援を行い、環境経営のノウハウが少ない中小事業者においても無理なく継続的に取り組めるよう支援し、当該支援等に要する費用を補助するものです。また、温室効果ガス排出削減のみならず地域事業者の経営力強化を図り、地域の環境保全と経済発展にさらなる好循環を生み出すことを目的としています。

本事業を通じて、環境経営に取り組む地域の中小事業者の裾野が広がるとともに、事業者にとってもエコアクション21(※)等のより効果が高い環境マネジメントシステムの認証取得が容易となる等のメリットもあります。

この度、Eco-CRIP 補助事業で環境経営体制の構築を目指す事業者を、全国 275 事業者程度公募しておりますので、ぜひ関係する事業者に対する本事業の周知、及び参加の呼びかけにご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

(※)エコアクション21は、中堅・中小事業者等にも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したものです。第三者認証制度を有し、全国で約 7,700 事業者が認証登録しています(平成 28 年 7 月末時点)。



中小事業者のための

平成28年度

環境省エコアクション21 CO₂削減プログラム補助事業

Eco-Action21 CO₂ Reduction Initiative Program (通称:Eco-CRIP)

参加事業者の募集

環境経営の専門家と一緒にCO₂削減とコスト削減に取り組んでみませんか？

- ・取引先から環境対策を求められている
- ・環境経営に興味がある
- ・経営力強化、組織の再活性化をすすめたい
- ・エコアクション21の認証を取得したい

けれども、何からはじめたらいいのかわからない…
そんな中小事業者は、ぜひご参加ください！

環境経営の専門家の支援を受けながら、環境マネジメントシステムを構築・運用

国の補助により、支援等に要する費用が無料に！

エコアクション21審査人の中から選ばれた環境経営の専門家「支援相談人」が、
参加事業者の環境マネジメントシステムの構築を支援

5回の戸別訪問支援によって、Eco-CRIPに取り組みます。支援等に要する費用は、
規定の要件を満たせば、国の補助によって無料*です！

[参加無料]

募集開始

平成28年 6月1日

お申込は、最寄りの担当地域事務局で承ります。6月1日以降、下記ウェブサイトにて
プログラムの詳細、申込方法や担当地域事務局の情報等が公開されます。

【平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイト】

<http://www.ea21.jp/eeco-crip-2016/index.html>

Eco-CRIPに取り組む中小事業者のメリット

国からの補助	Eco-CRIPの支援等に要する費用は、規定の要件を満たせば、国の補助によって無料*になります。
5つのステップ	Eco-CRIPは初めて環境経営に挑戦する中小事業者にも、無理なく取り組める内容で構成されています。
戸別訪問支援	専門家による5回の支援を自社で直接受けることで、環境マネジメントシステムの構築が、よりスムーズに進みます。
成果の見える化	CO ₂ 排出量(省エネ)や経費削減等を、具体的に把握することができます。
成果のPR	見える化の成果を環境報告書に取りまとめ、お客様・取引先へPRできます。

Eco-CRIPとは？

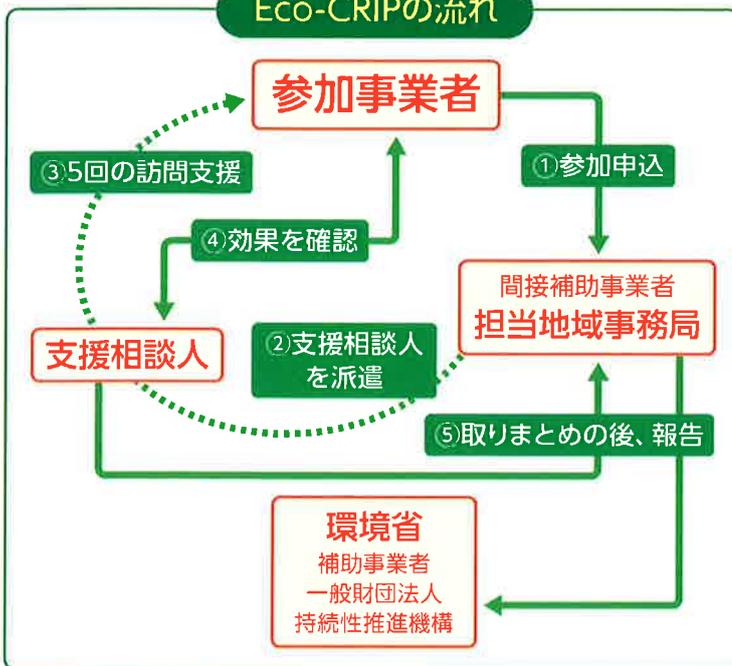
環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」をベースにした、CO₂削減に特化した簡素な環境経営システムです。「エコアクション21 CO₂削減プログラムの手引き」に基づき、事業活動に省エネルギー等の環境保全活動を組み込み、CO₂削減活動とコスト改善等によって、経営力の強化を図るプログラムです。参加する中小事業者は、無料で派遣される環境経営の専門家(支援相談人)と一緒に、環境省が策定した5つの手順を進めます。CO₂削減の改善効果や、環境活動の結果を「見える化」することで、環境保全と事業発展の両立を目指すことができます。

※国の補助を受けるためには、Eco-CRIPの取組を通して所定の要件を満たす必要があります。
詳しくは、裏面の「参加事業者の要件」、「補助金交付の要件」及び「申込にあたっての注意点」をご参照ください。

参加事業者の要件

環境保全と事業発展の両立を図りたい中堅・中小事業者であれば、業種業態は問いません。なお、応募数には、補助金総額に基づく上限があります（約275事業者、原則先着順、ただし、電気使用量等が把握できない事業者は参加できません。）。

Eco-CRIPの流れ



5回の戸別訪問支援とは？

- 手順 1** 電気料金等のエネルギーコストとCO₂排出量を把握し、削減可能性を検討します。
- 手順 2** 取組内容と従業員全員の役割を決め、省エネの取組を始めます。
- 手順 3** 環境への取組方針や、CO₂削減目標を決めます。
- 手順 4** 取組の結果を評価し、問題点を明らかにし、必要な改善を行います。
- 手順 5** 取組結果（CO₂やコストの削減量）をまとめます。

●詳しくは、6月1日以降に平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイトで開催される、「エコアクション21 CO₂削減プログラムの手引」をご参照ください。

補助金交付の要件

参加事業者が、Eco-CRIPの手引きに基づき、①5回の戸別訪問支援を受け、②平成29年1月20日までに支援相談人を通して所定の様式によりCO₂削減量を報告し、及び③平成29年2月28日までに補助金交付を申請することで、補助金が交付され、支援が無料となります。

さらに、参加事業者が、エコアクション21ガイドラインに基づき、上記の①から③の要件を満たすとともに、平成29年2月28日までにエコアクション21登録審査を申し込んだ場合は、支援が無料となるだけでなく、環境マネジメントシステム構築に係る費用の一部を補助します。

なお、参加事業者には、環境マネジメントシステム構築後の3年間、取組結果のご報告をお願いします。

申込にあたっての注意点

以下の場合、補助金が交付されず、事業者の支援等に要した費用をご請求する場合があります。また、交付された金額の一部の返納を求められる場合があります。

補助金が 交付されない場合

- 参加事業者が、平成29年2月28日までに補助金交付を申請しなかった場合。
- 参加事業者が、支援の途中で取組を中止した場合。
- 参加事業者が支援相談人を通して、所定の書式による取組報告を、平成29年1月20日までに行わなかった場合。

補助金の返納を 求める場合

- 参加事業者が、平成29年2月28日までにエコアクション21登録審査を申し込んだが、その後、平成29年10月31日までに登録審査を受審しなかった場合。

Eco-CRIPとエコアクション21*の関係

●Eco-CRIPは省エネ、CO₂削減を目的としていますが、エコアクション21はCO₂削減に加え、廃棄物の削減、節水等にも取り組む、第三者認証・登録制度です。

●Eco-CRIPに取組んだ事業者は、これをファーストステップとして、EA21の認証登録にステップアップできます。

*エコアクション21は、中堅・中小事業者でも取り組みやすい環境マネジメントシステムとして、環境省が策定したガイドラインに基づく認証・登録制度です。全国で約7,700件の事業者が、既に認証・登録しています。URL <http://www.ea21.jp/>

お問合せ ●補助事業者：一般財団法人 持続性推進機構 ●E-mail（事業者の方）：eco-crip1@ea21.jp ●Tel：03-6418-0370
●平成28年度Eco-CRIP補助事業専用ウェブサイト：URL <http://www.ea21.jp/eco-crip-2016/index.html>